

東京都地域医療構想推進事業（開設後人件費支援）の概要

1 目的

地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備を行うにあたり配置した職員の人件費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図ることを目的とします。

2 補助対象者

都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認める者です。

ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。

3 補助対象経費

知事が別に定める医療機能の施設基準を満たす病棟又は病室の整備を行うにあたり、当該病棟又は病室において専ら勤務*させるため配置した職員の人件費のうち開設後1年間に発生するものです。

ただし、令和8年度交付分については令和8年度中に発生する経費とします。

※「当該病棟において専ら勤務」とは、補助対象となる職員の勤務時間のうち7割以上をその病棟で勤務させることをいいます。

補助対象病棟を回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟（病床）、補助対象職種を医師及びリハ専門職（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）及び言語聴覚士（ST））とします。

4 補助金額の算出方法

まず、下記の基準額と、対象経費の実支出額を比較します。その少ない方の額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較し、さらにその少ない方の額を選びます。その額に、補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）が補助額となります。

なお、開設後1年の期間が年度をまたぐ場合には、3月までに発生する経費を令和8年度分として、4月以降に発生する経費を令和9年度分として交付します。

この場合の2年度目においては、上記の基準額の代わりに、下記の基準額から前年度の選定額を引いた額を適用します。

〔基準額〕医師：14,400千円／人 リハ専門職：4,800千円／人

（ただし、一の医療機関における上限を医師1名、リハ専門職3名とします。）

〔補助率〕3／4

5 留意事項

この事業概要は、現時点における令和7年度事業に関するものです。令和7年度以降に内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

詳細な補助条件及びスケジュール等については、下記担当にご確認ください。

※令和7年度から継続して本補助金の活用を予定している場合も、関係書類を御提出ください。

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当
電話：(03)5320-4417（直通）